

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………（保健福祉部総務課） 22

告 示

○天塩岳道立自然公園の公園計画の一部変更……………（生物多様性保全課） 23

○天塩岳道立自然公園の特別地域の変更……………（生物多様性保全課） 24

○天塩岳道立自然公園の特別地域における車馬等の使用等を規制する区域の指定

……………（生物多様性保全課） 24

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課） 24

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 25

○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課） 25

○森林法による通知に代える公示……………（治山課） 25

○道路の供用の開始……………（道路課） 26

道立北見病院告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 26

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 26

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 28

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第83号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第24条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に、「第25条」を「第 8 条」に、「第26条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改める。

第15条中「第27条第 4 項」を「第10条第 3 項において準用する法第 6 条第 4 項」に改める。

第17条第 1 項中「第25条」を「第 8 条」に改める。

第18条中「第23条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に改める。

第19条（見出しを含む。）中「収容施設」を「避難所及び応急仮設住宅」に改める。

第24条の見出し並びに同条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項中「炊出し」を「炊き出し」に改める。

第30条（見出しを含む。）中「災害にかかった者」を「被災者」に改める。

第31条の見出し及び同条第 1 項中「災害にかかった」を「被災した」に改める。

第34条第 1 項中「の各号」を削り、同項第 1 号及び第 3 号中「災害にかかった者」を「被災者」に改める。

第36条第 1 項中「第14条第 2 項第 2 号」を「第 8 条第 2 項第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第14条第 2 項第 3 号」を「第 8 条第 2 項第 3 号」に改める。

第37条中「第24条第 5 項」を「第 7 条第 5 項」に改める。

第39条第 1 項中「第30条第 1 項」を「第13条第 1 項」に改める。

第39条の 2 第 1 項を次のように改める。

総合振興局長等は、法第13条第 1 項の規定により救助の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととなった場合において、当該市町村長から救助を迅速に実施するため特に必要がある旨の申出を受けたときは、前条の規定にかかわらず、当該救助の実施に要する費用について、概算払をすることができる。

第40条中「第30条」を「第13条第 1 項」に、「救助に関する」を「救助の実施に関する知事の権限に属する」に、「第23条第 1 項」を「第17条第 1 項」に改める。

別表第 2 の 1 の事項中「第10条第 1 号」を「第 4 条第 1 号」に改め、同表の 2 の事項中「第10条第 5 号」を「第 4 条第 5 号」に改める。

別記第 5 号様式（表）中「第27条」を「第10条」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

（裏）

災害救助法（抜粋）

（都道府県知事の立入検査等）

第10条 前条第 1 項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事は、前条第 1 項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所

に立ち入り検査をさせることができる。 3第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。 (指定行政機関の長等の立入検査等) 第6条(略) 2・3(略) 4当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。 5(略)														
別記第8号様式中「何々」を削り、「第29条」を「第12条」に、 「 <table><tr><td></td><td>公用（協力）令書番号</td><td></td></tr></table> 」 を 「 <table><tr><td>扶 助 金 の 種 類</td><td colspan="2">(療養扶助金・休業扶助金・障害扶助金・遺族扶助金・葬祭扶助金・打切扶助金)</td></tr><tr><td></td><td>公用（協力）令書番号</td><td></td></tr></table> 」 に、「第14条第2項第 号」を「第8条第2項第 号」に改める。 別記第9号様式中「㊦」を「㊧」に改め、同様式別紙中 「 <table><tr><td>炊出しその他による食品給与費</td></tr></table> 」を「 <table><tr><td>炊き出しその他による食品給与費</td></tr></table> 」に、 「 <table><tr><td>災害にかかった者の救出費</td></tr></table> 」を「 <table><tr><td>被災者の救出費</td></tr></table> 」に改める。 別記第10号様式中「第30条第1項」を「第13条第1項」に改める。		公用（協力）令書番号		扶 助 金 の 種 類	(療養扶助金・休業扶助金・障害扶助金・遺族扶助金・葬祭扶助金・打切扶助金)			公用（協力）令書番号		炊出しその他による食品給与費	炊き出しその他による食品給与費	災害にかかった者の救出費	被災者の救出費	
	公用（協力）令書番号													
扶 助 金 の 種 類	(療養扶助金・休業扶助金・障害扶助金・遺族扶助金・葬祭扶助金・打切扶助金)													
	公用（協力）令書番号													
炊出しその他による食品給与費														
炊き出しその他による食品給与費														
災害にかかった者の救出費														
被災者の救出費														
附 則 1この規則は、公布の日から施行する。 2この規則の施行の際現にこの規則による改正前の災害救助法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。														
告 示														
北海道告示第795号 昭和53年北海道告示第16号（道立自然公園の公園計画の決定）で決定した天塩岳道立自然	公園に関する公園計画を変更したので、北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第5条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。 その公園計画を表示した図面は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課、北海道上川総合振興局保健環境部環境生活課及び北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。 平成25年12月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 規制計画 特別地域 (1) 第1種特別地域 士別市内国有林上川北部森林管理署2126林班から2128林班まで、2132林班及び2133林班の各一部 紋別郡滝上町内国有林網走西部森林管理署西紋別支署93林班、105林班、114林班から116林班まで、118林班、122林班、130林班、131林班及び138林班の各一部 (2) 第2種特別地域 士別市内国有林上川北部森林管理署2126林班から2130林班まで、2132林班及び2133林班の各一部 上川郡下川町内国有林上川北部森林管理署247林班から250林班までの各一部 紋別郡滝上町内国有林網走西部森林管理署西紋別支署29林班、30林班、117林班から123林班まで、130林班、131林班、138林班及び139林班の各一部 紋別郡西興部村内道有林網走西部管理区51林班から53林班まで、72林班、75林班及び80林班の各一部 (3) 第3種特別地域 士別市内国有林上川北部森林管理署2125林班の全部並びに2126林班から2130林班まで、2132林班及び2133林班の各一部 紋別郡滝上町内国有林網走西部森林管理署西紋別支署29林班、30林班、92林班、93林班、102林班、105林班、106林班、110林班、114林班から117林班まで、137林班及び139林班の各一部 紋別郡西興部村内道有林網走西部管理区71林班の全部並びに51林班から53林班まで及び72林班の各一部 (4) 乗入れ規制地区 特別地域の全域（上記の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。） 2 事業計画													

次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成25年12月13日						北海道知事 高 橋 はるみ	
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏	名	住	所	
就 任	平成25.11.20	理 事	清 原	覺	雨竜郡幌加内町字上幌加内		
同	同	同	中 川	秀 雄	同 幌加内町字新成生		
同	同	同	古 林	茂	同 幌加内町字上幌加内		
同	同	同	徳 重	隆	同 幌加内町字下幌加内		
同	同	同	稲 見	浩 一	同 幌加内町字幌加内		
同	同	同	篠 原	剛	同 幌加内町字幌加内		
同	同 25.11.18	監 事	中 村	雅 義	同 幌加内町字雨煙内		
同	同	同	横 窪	敏 明	同 幌加内町字振興		
退 任	同 25.11.19	理 事	清 原	覺	同 幌加内町字上幌加内		
同	同	同	古 屋	幹 夫	同 幌加内町字上幌加内		
同	同	同	稲 見	浩 一	同 幌加内町字幌加内		
同	同	同	篠 原	剛	同 幌加内町字幌加内		
同	同	同	山 下	富士雄	同 幌加内町字沼牛		
同	同	同	徳 重	隆	同 幌加内町字下幌加内		
同	同 25.11.17	監 事	中 村	雅 義	同 幌加内町字雨煙内		
同	同	同	横 窪	敏 明	同 幌加内町字振興		

北海道告示第799号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（新西部地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成25年12月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第800号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成25年12月13日
北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業	の 種 類	完了年月日
土幌佐倉	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕	（農業用道路）	平成23.11.29
同	同	（暗渠 ^{きよ} 排水）	同 23.11.18
同	同	（土層改良）	同 22.12. 7
伏古第2	畑地帯総合整備〔担い手育成型〕	（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水）	同 23.12. 8
同	同	（土層改良）	同 24. 2.17
伏古第4	同		同 23. 2.21
同	同	（暗渠排水）	同 21.11.20
同	同	（農業用排水施設）	同 23.12. 9
美 川	同		同 24. 1.20
同	同	（農業用道路）	同 23. 8.25
同	同	（暗渠排水）	同 23.11.11
同	同	（土層改良）	同 21.11.20

北海道告示第801号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を当別町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第744号のとおりである。

平成25年12月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

石狩郡当別町字高岡3198の130所在の森林について所有権を有する	山岸 悦子
石狩郡当別町字高岡3198の151所在の森林について所有権を有する	山本 英俊
石狩郡当別町字高岡3198の152所在の森林について所有権を有する	満田 里栄
石狩郡当別町字高岡3198の153所在の森林について所有権を有する	鈴木 邦彦
石狩郡当別町字高岡3198の154所在の森林について所有権を有する	菅野 清子
石狩郡当別町字高岡3198の155所在の森林について所有権を有する	宇庭 隼子、

有限会社東都建築企画

石狩郡当別町字高岡3198の159所在の森林について所有権を有する	原田 八郎
石狩郡当別町字高岡3198の173から3198の177まで所在の森林について所有権を有する	多賀 幹之助
石狩郡当別町字高岡3198の179、3198の189所在の森林について所有権を有する	平田 博
石狩郡当別町字高岡3198の180所在の森林について所有権を有する	横山 博

石狩郡当別町字高岡3198の182所在の森林について所有権を有する 成松 長治 石狩郡当別町字高岡3198の183所在の森林について所有権を有する 及川 いなこ 石狩郡当別町字高岡3198の184、3198の191所在の森林について所有権を有する 丸日日本興業株式会社 石狩郡当別町字高岡3198の185所在の森林について所有権を有する 吉田 二三夫 石狩郡当別町字高岡3198の190所在の森林について所有権を有する 榊原 信子 石狩郡当別町字高岡3198の26所在の森林について所有権を有する 澤田 之憲 石狩郡当別町字高岡3198の27から3198の29まで、3198の100から3198の103まで、3198の172、3198の857所在の森林について所有権を有する 鍵水 徹 石狩郡当別町字高岡3198の30、3198の31所在の森林について所有権を有する 西岡 静子、小原 志げ枝、竹森 マチエ、漆原 ミチ子、石脇 静子 石狩郡当別町字高岡3198の109、3198の110所在の森林について所有権を有する 井上 武夫、井上 静子、井上 一武 石狩郡当別町字高岡2277の3所在の森林について所有権を有する 玉置 訓央	心臓血管連続撮影装置 一式 2 落札を決定した日 平成25年11月6日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社札幌メディカルコーポレーション (2) 住 所 札幌市白石区本通3丁目北6番18号 4 落札金額 199,500,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成25年9月24日付け北海道立北見病院告示第128号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立北見病院庶務課 (2) 所在地 北見市高栄西町1丁目1番2号
北海道告示第802号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成25年12月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 路線名及び縦覧場所 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日 道道大峯双葉線 山越郡長万部町字双葉277番1地先から 平成25.12.13 北海道渡島総合振興局 同郡長万部町字双葉275番10地先まで 函館建設管理部 道道寿都黒松内線 寿都郡黒松内町字熱郭39番3地先から 同 北海道後志総合振興局 同郡黒松内町字熱郭39番3地先まで 小樽建設管理部	道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁石狩教育局告示第201号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年12月13日 北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア パーソナルコンピュータ（Aブロック） 57台 一式 イ パーソナルコンピュータ（Bブロック） 76台 一式 ウ パーソナルコンピュータ（Cブロック） 76台 一式 エ パーソナルコンピュータ（Dブロック） 69台 一式 オ パーソナルコンピュータ（Eブロック） 76台 一式 アからオまでの入札については、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 日 平成26年3月24日（月） (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
道 立 北 見 病 院 告 示 北海道立北見病院告示第139号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成25年12月13日 北海道立北見病院長 一 色 学 1 落札に係る物品等の名称及び数量	

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、調達物品標準仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年12月13日（金）から平成26年1月14日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階第3研修室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入札日時 平成26年1月24日（金）午前10時（送付による場合は、同月23日（木）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送により交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量90グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

- (2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号011-204-5872

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Personal Computer (A block) 57 1 set
- b Personal Computer (B block) 76 1 set
- c Personal Computer (C block) 76 1 set
- d Personal Computer (D block) 69 1 set
- e Personal Computer (E block) 76 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 24, 2014

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 23, 2014)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District

Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo, Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8549 Japan

Phone : 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第202号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年12月13日

北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
北海道札幌国際情報高等学校汎用コンピュータシステムの賃貸借（43台分） 一式
- 2 落札を決定した日
平成25年10月22日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社
 - (2) 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号
- 4 落札金額
384,510円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年9月27日付け北海道教育庁石狩教育局告示第95号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目